

IMFアクション・プログラム
2005～2009年

第31回IMF世界大会（2005年5月オーストリア・ウィーン）で採択

目 次

序 文.....	2
第 1 部 経済的・社会的背景.....	3
1.1 世界経済の規制緩和.....	3
1.2 失業と不完全就業の苦境.....	4
1.3 政治環境の変化.....	5
1.4 労働者の諸権利と人権.....	5
1.5 持続可能な成長・開発.....	6
1.6 金融投機.....	7
1.7 世界貿易体制の危機.....	8
1.8 製造業の劇的な変化.....	9
1.9 新たな社会的連携.....	10
第 2 部 I M F の使命.....	12
第 3 部 I M F アクション・プログラム.....	13
3.1 グローバルな課題に因應するためのグローバルな組織機構.....	13
3.1.1 国際労働組合組織.....	13
3.1.2 I M F 国別協議会.....	14
3.1.3 情報ネットワーク.....	14
3.1.4 I M F 通信システム.....	14
3.2 多国籍企業を関与させるための戦略.....	15
3.2.1 T N C 生産チェーンにおける連帯の確立・強化.....	15
3.2.2 国際枠組み協約 (I F A).....	16
3.2.3 T N C を関与させるためのその他のメカニズム.....	16
3.3 連帯と組織化.....	18
3.3.1 団体交渉.....	18
3.3.2 組合強化と教育.....	19
3.3.2.1 強力な組合の確立.....	19
3.3.2.2 組合員の訓練.....	19
3.3.2.3 支援できる組合.....	19
3.3.2.4 支援できるプロジェクト.....	20
3.3.2.5 変化する労働.....	20
3.3.3 権利平等.....	20
3.3.4 安全な労働条件のもとで働く権利.....	21
3.3.5 国際連帯.....	22
3.3.6 未組織労働者の組織化.....	23
3.4 経済グローバル化の社会的側面.....	25
3.4.1 基本的労働基準.....	25
3.4.2 新しい国際構造.....	26
3.4.3 世界中の人々に利益を与える経済・金融・貿易政策.....	27

序 文

この方針文書は、2001年に国際金属労連（IMF）シドニー大会で採択されたアクション・プログラムに基づいており、向こう4年間のIMFロードマップを示すものである。この文書は、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、北米・南米のIMF加盟組合代表が関与して2003年初頭から開始した1年間に及ぶプロセスの結果である。

アクション・プログラム委員会は2004年に入って3回会合を開いた。委員は、まず現行プログラムの実施状況を評価し、具体的で達成可能な目標を設定することの必要性を重ねて主張した。その評価に基づいて委員らは、経済的・社会的環境に見られる変化を踏まえて、加えるべき方針調整と焦点を当てるべき優先課題とについて議論した。特に重点を置いたのは、地方・全国・地域・国際各レベル間の交流・関連を深め、それぞれのレベルが補完し合い、相互に支援できるようにすることの必要性である。

この文書は3部に分かれている。

第1部では、経済の主要な動きや私たちが直面する重要課題を強調しながら、グローバル化の現在の結果が各国政府や労働者、労働界に及ぼしている影響を分析する。

第2部では、私たちが行動の指針にしなければならない基本的な価値観・原則を定めるIMFミッション・ステートメントを示す。

第3部では、グローバル資本の力に対して効果的に異議を唱え、すべての労働者の利益になるようにグローバル化を利用するために、IMFと加盟組織が各レベルで実施しなければならない行動に関する戦略や具体的な提案を示す。

IMF加盟組織の全面的な献身・関与は、アクション・プログラムに定める目標を達成するうえで主要因である。IMF書記局（地域・プロジェクト事務所を含む）の活動には限りがあり、加盟組織は平等で持続可能な開発と労働者の諸権利の普遍的实施という私たちの課題を提起するために、また、これまで以上に必要性が高まっている国際連帯ネットワークを強化するための準備をしている。

IMFは加盟組織の積極的な援助・支援を受けながら、この大会期間に私たちの指針となり、すべての加盟組織の行動を律する基本文書となる本アクション・プログラムに定める目標の達成を目指して努力する。

第 1 部 経済的・社会的背景

1.1 世界経済の規制緩和

グローバル化は、相変わらず全世界の労働組合運動が直面する主要課題である。その影響は広範囲に及び、世界中の国々の経済や政治、そして発展を左右している。

多くの使用者と政府は、世界のすみずみで規制・規則なき資本主義を生み出そうと決意を固めている。効率性と競争力の名のもとに、しかし実際には企業が経済活動を圧倒的に管理できるようにするために、労働者や消費者、環境を保護するための法律がただ廃止されるだけでなく、ますます明らかになっている経済的・社会的影響を顧みずに市場原理が世界経済を支配するために回避されている。

歴史的に、労働組合の砦は工業国の製造部門だった。だが、資本のグローバル化によって、これらの活動の中心が打撃を受けており、一部の地域が脱工業化に直面するとともに失業や貧困化に見舞われている。過去 10 年間に、製造工程が多くの発展途上国にますます移転するようになったが、これらの国々では組合組織率が非常に低いうえに民主的組合がなく、労働組合そのものが存在しない場合もある。このような事態の展開は、下級職務にだけでなく、賃金の高い熟練職務にも次第に影響を及ぼすようになってきている。コスト削減の論理は、もはやブルーカラー労働とホワイトカラー労働とを区別していない。

一方、世界経済の大部分は依然として未発達であり、あらゆる教育水準の移民労働者の先進国への大量流出に拍車がかかっている。

資本移動は先進経済の再編成を促す一因だが、海外直接投資（FDI）を経済的低開発の解決策の一部としなければならないことも明らかである。生産的投資は経済成長と技術進歩を促進する原動力になりうる。この種の投資は雇用水準に影響を及ぼすことができ、生活水準を引き上げて地域経済にプラスの波及効果をもたらす可能性がある。グローバル化は世界中の労働者に利益を与え、社会進歩と持続可能な開発の見通しを向上させようだろう。しかしグローバル化の約束は、規制緩和政策を実施すれば果たされるわけではない。世界経済において国家間・国家内で不平等が悪化しており、労働者とその地域社会、特に産業発展を最も必要としている人々は、富の創出に寄与していながら、その利益を公平に受け取っていない。

ある部分、グローバル化は情報通信技術（ICT）の猛烈な発達によって促進されている。インターネット、電子通信、絶え間なく進歩する情報技術システムによって、グローバルな規模での経済活動が可能になっている。企業のアウトソーシング方針に見られる変化は、その証拠である。ICTは時空の境界を取り除き、労働組合運動に特別な難問を突きつけている。

規制緩和に伴い、多国籍企業は株主利益を増やそうと「生産コスト削減」の機会を絶えずねらっており、労働者の社会的・経済的利益や雇用安定はほとんど顧みられていない。

蔓延する企業の悪習に関連して発生した金融スキャンダルによって、そのような事態がさらに悪化しており、生産的資源の流用・破壊や事業環境の劣化が進んでいる。

発展途上国でさえも、少なからぬ多国籍企業が、当初投資の利益を十分に得るとすぐに事業を閉鎖し、事業環境がより良く労働コストの安い場所に移動している。女性が労働者の大部分を占める今日の輸出加工区（EPZ）が明日の斜陽工業地帯になると予想される徴候が、すでに見られる。これらの地区は開発を妨げる傾向を特徴とし、労働・環境基準を尊重しない未熟な市場自由化によって、少数者が利益を得る一方で数百万人の労働者とその家族が諸条件の悪化や搾取に直面する状況が生まれていることを余すところなく示している。

前回の世界大会以降、過剰生産のレベルは世界的に増加し、中国の製造業は著しい成長が見られ、多国籍企業による中国への大規模投資、投資の移転が行われた。このことは中国における労働者の諸権利、独立した労働組合組織をIMFの優先事項とした。

この傾向を悪化させている主な要因は投資や輸出への補助金支給競争であり、多くの国家・地方政府がこの競争に加わっている。国際金属労連（IMF）はその任務を強化しなければならず、非政府組織（NGOs）や他の組織と協力してこの不公平競争を辞めさせるよう政府に圧力をかけなければならない。

また、労働組合運動がグローバルな活動主体として自らを強化し、国際資本の力に対し、拮抗勢力を形成しなければならないことも明らかである。こうした投資の流れを規制する最善の方法について労働運動内部で議論が戦わされているが、金融取引税の導入が強く支持されている。その税収の少なくとも一部は、経済・社会開発の促進に活用できるだろう。

1.2 失業と不完全就業の苦境

世界の経済成長が勢いづいているにもかかわらず、失業と不完全就業は相変わらず増加しており、若年層、女性と高齢労働者にますます大きな負担をかけている。当局筋によれば、世界の労働者の3分の1以上が失業しているか不完全就業状態にある。技術変化、生産性向上の無制限な追求、労働者への不十分な報酬に起因する甚だしい需要不足、損害を与える労働市場政策が、この失敗の一因となっている。数百万人の金属労働者が職を失い、より明るい将来の希望を持たないまま通りに放り出されている。ほとんどの場合、これらの労働者は、唯一のセーフティーネットであることが多い年金や医療給付を失っている。

全世界における雇用情勢の悪化によって、貧困や不平等に取り組むための措置も徐々に弱体化しており、これは現在、ますます多くの国々が直面するようになっている最も深刻な課題である。何よりも、使用者は下請契約やアウトソーシングによって、正規雇用に代えて非典型労働契約を導入している。雇用情勢の悪化と並行して、無秩序な経済が拡大しており、わずかな賃金で生存するための闘いがよりいっそう厳しくなっている。

だが、「自由放任主義」のネオリベラル的な論理は真剣に問題視されていない。一般に政治・経済エリートは、いわゆる景気回復に満足しており、労働市場をさらに規制緩和する必要があると強調している。これらのエリート層は、成長促進、雇用創出、グローバル資源の効率的配分的手段として市場要因に頼ることを提唱し続けている。

高失業率は人的技能・能力の浪費であり、資本を統合して労働力の搾取・管理を強化したいという企業の願望に貢献している。この状況は経済的にまったく意味がなく、政治的にも社会的にも持続不可能である。失業は国境を越えた大量の移民を創出し、世界の多くの地域で労働市場に歪みをもたらす。完全雇用の達成を引き続き世界的な経済・社会政策の主要目標に据えなければならない。

1.3 政治環境の変化

労働運動は100年以上前から、全世界で民主主義の発展に対して主要な役割を果たしてきた。

多くの国々で、労働者の利益を代表・擁護するために政治団体が設立された。

これらの団体の多くは現在、その歴史的目標を離れ、資本の支持を得ようとしている。

労働運動は、常に以前の政治的同盟者に労働者の利益の擁護を頼ることはできない。労働組合運動は、国内レベル・国際レベルで労働者の諸権利を促進・保護するために、より効果的に政治的な過程に影響を及ぼす手段を考案する必要がある。

このことは新たに労働力に加わる人々の考え方や経験が変化しているため、特に差し迫った課題となっている。現在、若年労働者は一般に教育水準が上がっており、働き始める時期が遅く、労働組合に加入しても利益を得るとは限らない。賃金労働者になる女性が増えているにもかかわらず、女性は長い間、労働組合によって十分に代表されていないか、まったく代表されていない。

また、使用者と多くの国々の政府は、明らかに労働組合に敵対的なアプローチを採用するようになっている。

1.4 労働者の諸権利と人権

数百万人の労働者が、依然として労働者の諸権利を与えられていない。虐待は制限的法律から暴力的抑圧、さらには組合活動家の殺害にまで及んでいる。必然かつ適切なルールなき自由市場競争は、しばしば独裁体制や腐敗した政府、反組合的な政府と結びついて、全世界で労働組合権の侵害を悪化させる重要な要因となっている。

実際に、いくつかの国々の政府は資本投資を引きつけようと、低い労働基準を利用したり労働者の諸権利を踏みにじったりしている。この状況は人権に対する侮辱であるだけでなく、経済をゆがめる原因でもある。労働者の諸権利の否定は労働コストの削減と劣悪な労働条件に反映され、特に女性にとって、不公正競争が発生するとともに経済的不平等が拡大している。

持続可能な経済開発は、人権や労働者の諸権利の尊重と分かちがたく結びついている。児童労働や女性・少数者差別といった問題は、キャンペーンだけで解決することはできない。これらの問題は、貧困と低開発という問題の解決を目指すグローバルな政策に組み入

れなければならない。

国際金融機関（ＩＦＩ）、すなわち世界銀行（ＷＢ）と国際通貨基金（ＩＭＦ）は、特に持続可能な開発の達成と人権および労働者の諸権利に関する問題への取り組みを怠っている。これらの機関は、腐敗・抑圧との闘いや市民社会の強化（それらはすべて開発の達成と貧困撲滅において非常に重要な側面である）において労働組合が重要な役割を果たしてきたという事実を認めようとしなさい。

同様に世界統治と世界経済政策の立案に携わる重要な利害関係者である国際連合（ＵＮ）とその関連機関も、全世界で人権侵害と闘い、信頼できる持続可能な経済政策を促し、保健・教育・社会福祉を改善するうえで、より大きな役割を果たすべきである。

とは言え、中核的労働基準の実施を求める闘いを国際機関だけに任せることはできない。中核的労働基準は民主主義の基礎単位であり、特に貧しい人々や社会的に無視された人々に権限を付与するうえで非常に重要である。中核的労働基準は、貿易・投資協定（多国間協定、地域協定、二国間協定の別を問わない）や各国政府の政策の不可欠な部分とならなければならない。

1.5 持続可能な経済成長・開発

持続可能な成長および開発には経済、社会、環境の側面がある。労働者の敵対者が実施するプログラムによって、社会・経済政策を決定するうえで「市場要因」の影響が大きくなりすぎている。数十年に及ぶ市場主導のグローバル化の結果を見れば分かるように、市場は公正・平等な機能を保証するための規制機関や規則を必要としている。

ＩＦＩは、1930年代の世界大恐慌の直後に、その再発を防止するために設立された。金融システムの安定と第二次世界大戦後の復興が当面の目標であり、この点では成功を収めた。だがＩＦＩは、低開発国の開発を促進するという目標の達成に失敗した。

労働組合運動は、このような理由でＩＦＩを強く非難しており、両機関は実際には多くの国々で経済・社会基準の悪化を助長した側面があると考えている。世界貿易・投資の自由化は多くの国々において成長を生み出すうえで役立っているが、そのような自由化は国家間だけでなく国内でも貧富の差を広げる一因になっている。

ＩＦＩや多くの政策立案者、学者、多くの企業保有のマスメディアが提唱する「ワシントン・コンセンサス」の一部として、緊縮政策が優位を占めるようになった結果、経済成長が抑えられている。

公平な開発を促進するために、世界経済は財政・金融刺激政策を必要としている。失業率が高く需要が低迷している国々は、必要に応じて赤字予算を含む景気対策を採用し、金利を引き下げるべきである。

各国政府は、経済成長の恩恵の平等な分配も保証しなければならない。インフレや赤字予算よりも、失業と貿易不均衡が世界中の人々の福祉に大きな影響を及ぼしている。

多くの発展途上国で、多額の対外債務が開発と国内消費を妨げている。そのような場合には、債務免除が経済成長と持続可能な開発の促進に不可欠な措置である。

また、経済開発において海外直接投資が重要な役割を果たすことも十分に理解しなければならない。しかし、それが唯一の資金源であってはならない。二国間・多国間開発援助も増強し、改めて持続可能な開発の目標に振り向けなければならない。

資金提供国はほとんど例外なく国際会議で設定された援助目標を決まって達成していないが、その目標額は各国GDPの1%にすぎない。

さらに、環境保護に責任を負う生産も奨励しなければならない。世界の資源を考えもなく使い果たそうとし、その過程で無責任に環境を汚染する行動が広く見られるが、これを規制しなければならない。保護や再生利用に力を入れ、環境保護協定を強化しなければならない。

その際、発展途上国にも資源破壊や汚染の抑制を求めざるをえないが、責任の大部分を先進国が負わなければならないことを明確に理解すべきである。

先進国は工業化の過程で莫大な「環境債務」を蓄積しており、1人当たり使用量で見て、発展途上国をはるかに上回るペースで希少資源を使い続けている。世界の全ての国が京都議定書の批准という目標の実現に寄与する政策を実施しなければならない。

1.6 金融投機

金融投機は毎日、世界中で何百万という取引と多額の資金移動を促進しており、これもIMFの関心事である。これらの資本取引は、主として投機家や多国籍企業の活動によるものである。

金融市場の資本循環の大部分を民主的に管理せず、世界人口の大多数の利益にならない目的で使うことは認められない。

さらに、これらの資金循環は世界経済を不安定にする。「投資資金」は資産のバブルと為替レートの不安定性をもたらす原因であり、先進国・発展途上国の両方を含めて世界経済をますます悩ませている。

業界や機関投資家、IFIが押し進める金融市場の自由化が、この不安定性を高める主要因であり、過去数年間に多くの国々で莫大な社会的・経済的コストを発生させた。金融市場は不安定であるばかりか、バブルやパニックに陥り、近視眼的行動の影響も受けている。これまでに得られた証拠から、金融自由化に続いて金融破綻が発生するケースが多いことが分かっている。その結果、数十年に及ぶ開発から労働者が得た利益が数カ月ほどで消え去り、何百万という人々が貧困に突き落とされた。

また、最近の企業スキャンダルの続発が原因で、企業とその公的責任とを管理するメカニズムについて深刻な懸念が生じている。ここでもまた一連のスキャンダルによって、自らの行動が合法的なものかどうか、長期的な持続可能な開発に従うものかどうかをほとんど

ど省みずに私腹を肥やす企業エリートの能力がはっきり示された。数百億ドルの投資資金が雲散霧消している一方で、労働者世帯が失業や絶望、生活破綻の形で現実の財政的・人間的コストを負わされている。

1.7 世界貿易体制の危機

シアトルから4年後、メキシコのカンクンで開かれたWTO閣僚会議が決裂したことは、国際貿易体制に、持続可能な開発の基本的問題に取り組んで世界中の労働者のニーズに焦点を当てる能力がないことを証明している。この出来事によってWTO加盟国間で信頼関係が危機にさらされると同時に、一般大衆の間でWTOの信頼性・合法性が問題視されるようになった。WTOルールは富裕国と多国籍企業の利益に照準を合わせており、弱者よりも強者を優遇している、と広く考えられている。

労働者の諸権利の侵害をはじめとする不公正貿易慣行が見られ、各国政府が貿易・投資協定に中核的労働基準を盛り込むことに抵抗しているため、多国間システムに対する現行の圧力が強まっており、反発や一連の抗議行動を招く危険がある。

多国間主義が勢いを失っている中で、1990年代初めから地域貿易協定が相変わらず急増している。計画されていると伝えられる協定や、すでに交渉中の協定の数から判断して、地域貿易協定の総数はまもなく300を超えるだろう。新しい協定を締結しようとする政治的なはずみは衰えず、むしろ強まると考える十分な理由がある。

この傾向に伴い、新しい経済特区だけでなく、新しい政治的意思決定の中心も出現している。これは新興部門や包括的貿易交渉において利害の均衡に影響を及ぼすだろう。

多国間ルールは、特にグローバル・システムで活動する弱小プレーヤーにとって必要である。このルールは民主的に取り決め、異なる条件やニーズを考慮に入れなければならない。

貿易は、それだけで持続可能な経済成長・発展を生み出すものではないが、成長や発展に貢献することができる。貿易は開発を促進して貧困を緩和する可能性を秘めているが、それを実現するには政策・慣行を変更しなければならない。

ガットは関税引き下げによって、貿易と一部地域の経済成長を奨励してきた。しかし、ウルグアイ・ラウンドで取り決められ、WTO設立の基礎となった協定は、単なる関税引き下げの域をはるかに超えて貿易・サービスに対する非関税障壁に焦点を当て、世界貿易体制における現行の不均衡の大きな原因となった。

これらの協定の対象には、消費者・労働者・環境保護に関する法律、公共サービス、製品基準、政府購入政策など、国内経済社会政策の実施に不可欠な多くの分野が潜在的に含まれる。

すでに述べたように、労働権の侵害や環境保護の侵害は貿易条件の経済的な「歪み」をもたらし、これは実質的に、WTO制裁の対象となる関税や知的所有権侵害がもたらす「歪み」と変わらない。ここではダブルスタンダードが機能しており、これをなくさなければ

ならない。

WTOを改革し、そのルールに社会・環境基準と同様に労働者・労働組合権を盛り込まなければならない。

製品の製造方法・条件は社会的観点から見て無関係な要因ではなく、製品の貿易・消費に起因して発生しうる悪影響も同様である。特に、WTOの規則や協定に「予防的原則」を盛り込まなければならない。

だがWTOルールは、消費者・労働者・環境保護、教育、保健、産業開発あるいは一般的経済開発といった分野で政策を実施する政府の能力を妨げてはならない。WTOルールは、「幼稚産業」保護（差別待遇）や適時、政府が投資家に課したいと考えるさまざまな「実施要件」の余地も残しておかなければならない。

貿易規則の変更は投資の流れに影響を与え、投資の流れの変化は生産活動がどこで実施されるかに影響を与え、ひいては貿易に影響を与える。財貨の循環に対する制約が弱まれば、ある地域への資本移動が増えても、別の地域では投資が撤回される場合がある。

すべての当事者にとって公正なルールが必要だが、民間資本に現在以上の権利・権限を与える理由はない。投資家の権利と持続可能な開発に対する投資家の義務（国際的に認められた労働者の諸権利の実施への同意など）との公平なバランスを保たなければならない。

これまでの経験から明らかなように、貿易成長や経済統合それ自体が自動的にすべての人々に利益を与えるわけではない。貿易協定によって持続可能な開発、貧困や法律・社会的不平等の根絶を促進するには、労働者や環境保護団体も含めて、すべての利害関係者の代表を交渉に参加させなければならない。

1.8 製造業の劇的な変化

過去10年間に技術、特にデジタル技術が劇的に進歩し、生産工程が大幅に変化した。デジタル技術の進歩は、しばしば財貨とサービスとの区別をなくした。

製造工程の主要部分が自動化され、ほとんどすべての製品で電子機器が伝統的部品に取って代わりつつある。

企業リストラによって、ほとんどすべての国々の金属産業で労働者が削減されている。1990年代の終わりに、企業の合併・買収・提携の新たな波が金属産業に押し寄せ、さらに雇用が削減された。製造工程の一部を外部企業に下請に出すアウトソーシングが、この再編成プロセスの主要な側面である。これは生産活動だけでなく、設計や研究開発といった上級職務にも影響を及ぼす重要な経営慣行になっている。

使用者は弾力的な作業編成や生産システム、非標準的な形態の作業、能力業績給など、新しい雇用慣行を導入している。この「新しい弾力的労働環境」の一環として、団体交渉の分散化を求める圧力が強まっている。こうした変化はすべて、労働者が闘争の末に勝ち取った権利に悪影響を及ぼしている。組合によって保護されていない場合の多い女性労働

者に使用者が依存する傾向の強まりも、賃金・労働条件を引き下げる要因になっている。

伝統的な「ブルーカラー労働者」が経済生活において果たす中心的な役割の衰退と「ホワイトカラー」雇用の成長が、継続的に見られるようになっている。新しい産業部門が成長する一方で旧来の産業部門が縮小し、「新技術」の登場で伝統的金属産業に必要な種類の技能が変化しつつある。新技術の導入に起因する技能要件の変化、貿易パターンの変化（低賃金国との競争の激化、市場圧力の高まりなど）、作業編成の修正が、さらに目立つようになるだろう。これは先進国の組合だけでなく、発展途上地域や移行経済の組合の問題でもある。上述のように、今やあらゆる種類の知識や熟練作業がほとんどどこでも実施できるようになり、企業は次第に上級職務を低賃金国に移転させるようになっている。

労働運動は、産業状況や労働力構成に見られるこれらの変化を無視してはならない。組織化と訓練、組合強化にさらに力を入れるとともに、国内・地域・国際組織機構を見直し、全世界で労働者の諸権利を擁護できる組織を発展させる必要がある。組合は、これらの変化を機構や方針に統合することに失敗すれば、自らの将来を危険にさらすことになる。

情報通信技術（ICT）産業は、特別な労働組合活動を必要とする部門である。また、伝統的産業における急速かつ広範なICTの普及は、訓練・社会的保護・プライバシーへの要求の高まりなど、いくつか特別な難題をもたらしている。

政府の政策によって、ディーセントで持続可能な雇用の創出を促進する必要がある。以下の措置を講じなければ、生産性向上と企業コスト削減を狙う動きによって産業労働力と労働者の所得が減少するだろう。

- 景気刺激政策と平等な成果配分により、新興産業だけでなく伝統的産業においても拡大を促進する。
- 賃金削減無しでの労働時間短縮を導入する。
- 産業政策によって旧産業の順応性を促進し、新興産業の成長を奨励する。
- 労働市場政策を実施し、貿易や投資の流れの影響を受けて解雇された労働者が移動しやすくするとともに、将来の職場に備えて確実に訓練・再訓練を受け、新しい雇いで再配置されるようにする。
- 生涯学習を実現し、教育・訓練投資を強化する。
- 適切なソーシャル・セーフティネットを提供する。

1.9 新たな社会的連携

世界中で、市民は資本主義、規制緩和、企業による抑制なしの権力乱用の悪影響に対抗して合流・結集するとともに、民主主義、人権、社会正義の促進を要求している。非常に多くの運動やネットワークが新たに出現し、行動の場について取り決め、広い基礎に立つ連合を形成しており、地方・世界政治で役割を果たすようになっている。経済のグローバル化が進む中で、これらの運動は世界統治において政策変更を要求する能力を高めている。

このような運動の中で、世界社会フォーラム（WSF）は、ネオリベラルな「独特の画一的思想」の代替案を探し求めるすべての人々にとって、貴重な討議の場に発展した。世界社会フォーラムは、グローバルな規模で人々を動員し、非常に多くの政治的・社会的

行為者を引きつける能力があることを証明した。ポルトアレグレ、ムンバイ、それに地域レベルで開催されたフォーラムは、世界の進歩的な社会勢力が集まって、現行システムの不公正や破壊的影響に対して抗議するだけでなく、社会開発投資、環境責任、国民国家の強力な規制的役割といった代替案をも発表する絶好の機会があることを示している。

グローバル化は深刻な危機の兆候を示している。改革して方向を定め直さなければならない。このフォーラムのプロセスは、それに貢献するとともに、効果的で民主的な責任あるグローバル統治を促す気運の確立を支援し、相互の尊重、寛容、国際連帯を押し進めることができる。

またWSFは、他の組織に接触したり、多種多様な問題について知ったり、社会運動との建設的対話のインプットを得たりするために役立つ場も提供している。労働組合は、新しい同盟者を探し求める中でそのような場を利用して、基本的価値観を共有し、持続可能な開発、人権、男女平等、無秩序な経済における個人的・集团的権利の保護に専心する組織との関係を確立することができる。その目標を追求するに当たって、組合はこれらのフォーラムで認知度を高めるとともに、自分たちのメッセージを分かりやすく表現して影響を及ぼせるようにし、同じ考えに立つ他の組織と有意義に連携すべきである。

第2部 IMFの使命

労働運動の基本的使命は、労働者の賃金と労働・生活条件を改善し、労働者の諸権利を確実に尊重させることである。IMFの使命は、各国の加盟組織と協力しながら世界レベルで、金属関連産業において上記目標の達成を目指して努力することである。

現在、労働組合の課題は、経済のグローバル化が世界の人々の役に立つようにすることである。国内・国際金属労組は、この課題を満たそうとするより幅広い労働運動の努力を効果的に支援しなければならない。したがって金属労組は、今後も次の条件を満たす組織を確立していかなければならない。

- 国内外の協調行動に参加する能力があること。
- 金属労組のグローバルな任務の達成に重要な貢献をする政治的な影響力・資源を有すること。

IMFは、他の労働組合組織と協力して次の活動を実施する。

1. 以下の措置を講じて労働運動を強化する。
 - グローバルな組織機構の発展
 - コミュニケーションの改善と重要問題の理解
 - 新規組合員の組織化と全世界における民主的な労働組合の設立
 - 既存の労働組合の強化
 - より統一のとれた金属労働者運動の創出
 - 労働者権利の促進
 - 女性労働者の権利の強化
2. 国際的に認知された中核的労働基準をすべての国で実施させ、多国間システム全体で国際貿易・投資協定に盛り込ませるよう保証する。
3. 経済成長の促進、環境保護、社会条件の改善を目指すプログラムを立案し、厳格に実施する。労働者の力が強ければ、持続可能な経済成長が達成され、生み出された富を全員が分け合う。
4. 企業、各国政府、世界の統治機関が、女性の権利、問題そして代表権を優先するよう保証する。IMF内部に新しい組織機構を創出し、すべての地域で女性の権利・代表・組織化戦略の実施の効果的な立案を監視する。
5. 適切な場合には、これらの目的達成と多国籍企業の権力を弱めるため、国内外の政治的社会的な組織と同盟関係を確立する。
6. 公正貿易、社会的正義、貧困の撲滅を促進する。

第3部 IMFアクション・プログラム

3.1 グローバルな課題に応えるためのグローバルな組織機構

IMFは、すでに国際行動基準を確立し、加盟組織に代わって世界的キャンペーンを調整している。だが、組織機構をさらに改善し、労働者が直面している難題に取り組む必要がある。

IMFが引き続きグローバルな組合組織機構を強化し、必要があれば世界中どこでも全レベルで行動を調整・実行できるようにすることが非常に重要である。

これらの機構改正を可能な限り迅速に実施し、各国労組のトップから個々の組合員に至るまで、組織の全メンバーを参加させることが絶対に必要である。

労働組合の日常的活動もグローバル化に対応し、すべての行動の全段階で国内レベルと国際レベルとを結びつける必要がある。あらゆる行動が他の場所の労働条件に影響を及ぼす可能性があり、実際に及ぼしていることを組織の全員に分かりやすく示すべきである。

増大する国際資本の力に対抗するために必要な地域的・世界的組織機構を提供するには、IMF加盟組織が積極的に関与し、この目標の達成に責任を持って取り組むことが重要である。

3.1.1 国際労働組合組織

特に新しい技術や製造工程の導入に伴い、産業の状況が絶えず変化し、歴史的な産業部門の区分が曖昧になっている。

IMFは、引き続き他のグローバル・ユニオン・フェデレーション(GUF)、国際自由労連(ICFTU)、OECD労働組合諮問委員会(TUAC)と協力しながら、加盟組織の利益を追求するとともに、アクション・プログラムの目標を達成すべく活動する。

産業部門が融合する中で、労働組合運動は国際レベルで新しい組織機構を必要としている。

IMFは、他のGUFとのより緊密な協力関係を積極的に追求するとともに、国内外のレベルでより強力、より統一かつ敏感で実効的な労働組織を確立して多国籍企業のグローバルな勢力に対抗できるようにするための戦略をとみに立案する。

以下の分野で協力することにしている。

- 情報通信技術（ICT）イニシアティブ
- 多国籍企業関連行動と、多国籍企業の労使関係・環境行動に関する報告
- 中核的労働基準
- 貿易・投資協定とそれらが労働者に及ぼす影響をめぐる政府の交渉上の立場とに関する分析
- 合同組合強化プロジェクト
- 具体的なニーズに対応するための適切な機構の確立

3.1.2 IMF国別協議会

少なくとも一つのIMF加盟組織がある国々で、労働組合は常に統一を目指し、一体化した強力な金属労働者組織の確立に努めるべきである。

これを促進するために、IMFは国内加盟組織が国別協議会を設置し、以下の措置を講じるよう奨励する。

- 労組間協力を奨励する。
- 紛争や組合間対立を仲裁する。
- 団体交渉、教育、未組織労働者の組織化という中核的分野で労組間の統一を強化する。

前大会期間中に多くの国々で国別協議会が設置され、貴重な活動を実施した。この活動を強化するために努力しなければならない。

3.1.3 情報ネットワーク

グローバル化が進み、状況が複雑になる中で、情報は労働組合内部のみならず労使間の相互作用においても不可欠な役割を果たしている。

日常的活動において賃上げ要求を計画したり、社会・経済方針を立案したりする際、労働組合員は経済や企業構造、労使関係に関する最新情報への速やかなアクセスを必要としている。

IMFはTNC関連機構や地域部門別会議に特に注意を払い、加盟組織間の情報ネットワークの確立を発案または指導していく。

例えば、IMFの世界協議会やアクション・グループは、コミュニケーション経路を確立し、会合から会合までの期間にメンバーを結びつけ、情報請求に速やかに応え、国内レベル・地域レベルから入ってくる情報を調整できるようにしなければならない。

3.1.4 IMF通信システム

効果的な情報システムには、迅速で簡単な通信手段が必要である。IMFと

加盟組織は、社会・経済改革を求めて働きかけるにせよ、権利を侵害されている労働者を支援するにせよ、自らの意見を主張する必要がある。正確な情報を速やかに交換することは、国際連帯と成功を収めるキャンペーンの主要な側面である。この点で、IMFと加盟組織は能力を高めなければならない。

この活動の重要な側面の一つは、さまざまなレベルの一般組合員や労働組合活動家の間で国際組合活動の合法性を強化することである。この点で加盟組織のコミュニケーション経路が非常に重要である。さらにIMFは、協力や情報交換を強化する手段として、引き続き労働組合ジャーナリストやコミュニケーション担当者向けの会合を設定する予定である。

インターネットの登場でコミュニケーションが根本的に変化し、IMFの多言語ウェブサイトとEメール会報が主要なコミュニケーション経路となっている。同時にIMFが、まだインターネットを利用できない人々を不利に立たせないようにしている点が重要である。したがって、IMFは引き続き伝統的な方法でも情報を提供し、デジタル・コミュニケーション経路を確立したいと考える加盟組織に助言することにしている。

IMFは引き続き、季刊誌を発行して組合員が金属産業の最新状況を把握できるようにするとともに主要問題を深く分析し、適宜、調査文書や報告書を発表して組合員の日常的な労働組合活動を支援する。

コミュニケーション全体を改善できるようにするために、IMFは組織として守備一貫したコミュニケーション方針を立案し、責任と指針を規定しなければならない。

3.2 多国籍企業を関与させるための戦略

グローバル化プロセスの政治改革の中で、多国籍企業に関する拘束力のある規則を定めなければならない。多国籍企業は、社会・環境・人権に対する自らの責任・義務を認め、企業行動に反映させなければならない。効果的な実施・制裁メカニズムに基づく法的拘束力のある国際規則の創出を目標に掲げなければならない。国際枠組み協約は、この方向への重要な手段である。

同時に、多国籍企業(TNC)を関与させるためのIMF行動では、金属産業・企業のグローバル生産チェーンで労働組合・労働者間の連帯を確立・維持することに引き続き焦点を当てる。そのような連帯は、労働者や地域社会を互いに競い合わせている現在の企業主導型のグローバル化や市場競争の課題を克服するうえで非常に重要である。これらの要因に効果的に対抗し変革していかなければ、世界中の金属労働者とその地域社会の雇用、生活水準、労働条件、社会的保護が徐々に弱められるおそれがある。

3.2.1 TNC生産チェーンにおける連携の確立・強化

IMFは、IMF産業別専門部会の活動による部門別調整に基づき、IMF

世界企業別協議会やアクション・グループを通して、TNC生産チェーンで労働者を代表する組合間の連携を引き続き強化していく。この努力の一環として、IMFはTNCの本国の組合と協力し、受入国の組合が本国の組合と同様の情報・協議機会を得られるよう援助する。

IMF世界協議会は、国境を超えて労働者の利益を擁護するうえで重要な役割を果たしてきた。私たちはIMF世界企業別協議会を改造し、企業が十分に資金を供給できる規模の小さい常設作業機関に変え、よりよく以下の行動を実施できるようにするために努力する。

- 緊急行動要請への対応
- 共同戦略の立案・実施
- 地域労働者代表機関（例えば欧州労使協議会）との行動調整

IMF地域部門別会合は、企業レベル・部門レベルの労働者フォーラムを効果的に結びつけることによって、世界企業別協議会の改造・強化や産業別組合間調整の確立を支援している。

TNC生産チェーンにおける未組織労働者の組織化は、IMFの協議会、アクション・グループ、地域部門別会合の重要な焦点である。TNC投資によって労働者の集中が新たに進んでいる場所（サプライヤー事業を含む）や、組合強化努力を支援する条件が整っている場所で、組合強化の機会を明らかにして活動を立案する。そのような努力を効果的に推し進めるには、IMF加盟組織、特にTNCの本国の組合が積極的に関与し効果的に支援する必要がある。

組織化推進活動は、有力な既存組合がある国々における未組織事業所の増加にも取り組まなければならない。多くの企業が、長年にわたって活動してきた国や新たに進出した国の新設工場で組合を受け入れることを拒否している。これらの施設で確実に労働組合を設立させるための努力は、IMF加盟組織の力を維持し回復させるうえで不可欠であり、IMFにとって必須の任務である。

TNC生産チェーンで労働者にますます大きな影響を及ぼすようになっていく重要な課題として、アウトソーシング、不安定な仕事の拡散、EPZが挙げられる。その影響の負担は、女性金属労働者に最も重くのしかかる場合が多い。IMFは、TNCを関与させるための戦略の一環として、国際枠組み協約（IFA）、ILO条約、OECD多国籍企業ガイドラインをはじめとする国際連帯手段を活用するとともに、労働者・労働組合の権利の保護・促進という目的を共有する選り抜きのNGOと提携して活動することによって、この問題に対応すべく努力する。

しかしながら、効力のある労働組合組織は必須の要素である。効力のある労働組合なしに、中核的労働基本権を含んだ労働者の諸権利、そして国際枠組み協約は有効に監視されず、実行することが出来ない。

3.2.2 国際枠組み協約 (I F A)

I M F と加盟組合は、金属産業部門で活動する T N C を関与させるために多様なメカニズムを利用している。最も重要なものの一つは、国際枠組み協約 (I F A) の取り決めと実施である。

すべての I M F 加盟組合はそれぞれの国にある多国籍企業の親会社との国際枠組み協約の締結する試みを担っている。

I M F は国際枠組み協約 (I F A) モデルと I F A 交渉と実施に関する方針書を選択し、いくつかの金属産業部門の T N C とそのような協約を取り決めることに成功した。I M F は以下の行動を通して、この活動を推し進めるために努力する。

- さらに多くの国際枠組み協約を取り決め、これまでの経験・成果を利用し、I M F 協約モデルを活用する。
- I M F は協約の対象となる組合と協議したうえで、協約を強化する機会があるかどうか確認し、そのような機会がある場合は、可能な改善を実施するために最適の選択肢・手段を明らかにする。
- I M F 機構および地域事務所と加盟組織の関与とを通して監視・実施メカニズムをさらに発展させ、枠組み協約を締結した T N C 全体でベスト・プラクティスの達成を目指す。
- I M F は、抵抗を示す T N C に国際枠組み協約 (I F A) の取り決めや実施を促すための実行可能な戦略を模索する。加盟組織、特に T N C の本国の加盟組織が協力すれば、そのような努力の推進に役立つであろう。

3.2.3 多国籍企業を関与させるためのその他のメカニズム

いくつかの国々では、年金・退職基金として蓄積された労働者の資本を利用して、T N C を関与させるために影響力を行使できる可能性もある。I M F 加盟組織は、国によって異なる各種の企業統治にも関与している。T N C の本国の組合は、これらの手段を実に効果的に利用して、グローバル生産チェーンで労働者・労働組合の権利を促進・保護し、企業の腐敗と闘い、企業の社会的責任の強化を盛んに要求している。I M F は今後とも T U A C や I C F T U と協力し、これらのメカニズムをさらに強化していく。

企業戦略、組合の対応、結果に関する情報交換・共有の促進は、T N C を十分に関与させるための必要かつ効果的な手段である。私たちは I M F の協議会、アクション・グループ、地域部門別会合を通して、引き続き情報交換・行動のためのネットワークを発展させ、効率的かつタイムリーで正確な利用しやすいネットワークとすることを目指す。ネットワークを確立・強化し、国内レベル・地域レベルからの情報を国際レベルでうまく調整するには、I M F 加盟組織による技術的・政治的支援が必要である。

I M F は、労働者・組合員が集中している企業や産業部門に特に焦点を当て

て、金属産業に関する情報を収集・分析して広め周知し続けるものとする。対象分野として、団体交渉、技術変化、生産組織編成方法の革新、労働時間、賃金・分類体系、争議行為が挙げられる。このような共同調査活動は可能な限り、欧州金属労連（EMF）や他の国際産業別組織（GUF）と協力して実施し、ILOや国連などの国際機関の資源を十分に活用すべきである。

3.3 連帯と組織化

3.3.1 団体交渉

団体交渉は労働組合の中核的活動であり、依然として労使関係を規制し職場問題を解決する最善の手段である。実際に、団体交渉の効果は職場を超えて広がり、地域社会の生活条件や発展の見通しにも影響を与える。労働組合は団体交渉を次第に、地域社会に関与して市民・消費者としての労働者のより幅広い利益を促進する手段として活用していくべきである。

しかしながら、過去10年間、労働組合運動は、工場レベルよりも上位の団体交渉を廃止して組合運動を弱体化させようと決意した使用者とその支持者に攻撃されてきた。特に、使用者は全国団体交渉や業種部門別団体交渉だけでなく、企業別団体交渉を廃止しようとする場合さえある。使用者は生産活動やサービスのアウトソーシングを示唆して威嚇し、柔軟性の拡大や譲歩をめぐる団体交渉も盛んに要求している。従業員は新しい形態の雇用・作業慣行を押しつけられ、ストレスや不安が高まっている。発展途上国では外国人投資家が、開発の側面を完全に無視した規制変更を要求している。

IMFと加盟組織は、この攻撃に断固として対応しなければならない。

IMFは加盟組織と協力し、労働協約が今後とも現行の国内慣行に従って妥当な賃金・労働条件を確保する枠組みとなるようにする。そのような協約は、IMF加盟組織メンバーのより良い生活水準への基本である。

IMFは、情報交換の改善と国際連帯キャンペーンを通して、賃金・労働条件だけでなくアウトソーシング、雇用保障、作業編成、そのほか多くの企業リスク関連問題をめぐる交渉に当たって加盟組織を支援するために一層の努力を払う。そのためにIMFは次の措置を講じる。

- EMFと協力し、ユーコパ・ネットワークでの経験を利用してグローバルな団体交渉情報ネットワークを確立するために努力する。
- 労働時間、柔軟性、生涯学習、新しい労働契約、アウトソーシングといった具体的な交渉問題に関するセミナーやワークショップを計画する。

IMFは、新技術が金属産業で必要とされる技能に影響を及ぼしている点にも特に関心を払っている。IMFは団体交渉を通して使用者への圧力を調整し、労働者の技能を高めて技能不足や不必要なレイオフを確実に防止する。

3.3.2 組合強化と教育

3.3.2.1 強力な組合の確立

労働者が意見を主張できるようにするには、強力で代表的・民主的な労働組合を結成するしかない。IMFにとって、組織化活動を促進してIMFの旗印のもとで既存の金属労組を結集させる任務は、最優先課題である。

IMFは、組合強化を促進するために、組織化戦略、組合組織機構、権利平等、戦略的計画といった諸問題に関して、各種のプロジェクトを調整・支援するとともに加盟組織に助言する。これは特にIMF地域事務所・プロジェクト事務所の任務である。

3.3.2.2 組合員の訓練

IMFは、加盟組織が実施する組合教育が中核的組合活動（団体交渉、組織化、労働者の諸権利の擁護など）に取り組み、ローカルな問題をグローバルな問題に結びつけ、方法論的に信頼できるものであれば、その組織の教育活動に貢献する。

しかし、労働者教育に関するニーズに最もうまく応えるのは、当該労働組合自身である。

IMFは、加盟組織と協力して各自の教育ニーズに応えるうえで必要な技能や資源を確立するために、地方労働組合が選んだ教育担当者グループに訓練や教材を提供する。

3.3.2.3 支援できる組合

IMFは、次の条件を満たす労働組合を援助する。

- 自立につながる活動に専心していること。
- 独自の優先課題を確立し、自らのニーズを明らかにしていること。
- IMF組合強化方針に従って活動していること。
- 地方レベル・国際レベルで労働者のニーズに応え、全レベルで女性を含む組合機構を確立していること。
- 活動を計画する能力があるか、関連IMF地域事務所と緊密に協力して活動を計画する用意があること。
- 民主的で、政党に支配されず、使用者から独立した組合機構を確立していること。
- 地方・全国・国際各レベルで他のIMF加盟組合と協力する用意があること。
- 抑圧的政府による迫害の影響下にあること。

3.3.2.4 支援できるプロジェクト

IMFは、次の目標を掲げる組合強化プロジェクトに資源や財政援助を提供する。

- 使用者・政府による支配から独立した組織を確立すること。
- 当該組織の内部で民主主義を促進するとともに、組合員(特に若者と女性)が組織の活動に参加するよう奨励し、参加できるようにすること。政治・人種・男女差別の撤廃に貢献するプロジェクトでなければならない。
- 特に教育の分野において、独自の中核的組合活動を実施する(すなわち自立を確立する)当該組織の能力を強化すること。
- 当該組織内部で、その国や地域の組合の間で、またIMF内部で、連帯を強化すること。
- 抑圧的政府に直面し、戦う独立した労働組合を支援すること。

IMF地域事務所・プロジェクト事務所は、加盟組織と協力して各自の組織ニーズを確認・評価し、そのニーズに応えるプロジェクトや活動の立案を援助する。IMFは、資源を効率的に配備できるようにするために加盟組織間で活動の調整に努める。

地域・本部スタッフは、上記のプロジェクトが所期の目標を達成できるようにするために、これらの活動の計画・報告・審査プロセスを管理する技能を身につける必要がある。

3.3.2.5 変化する労働

金属産業の生産活動は劇的な変化に見舞われている。技術変化に伴って作業編成が変化し、いくつかの職業が消滅しつつあり、労働者の技能が陳腐化する危険がある。労働組合は、雇用保障の強調に加えて、しばしば一つの作業プロセスにしか適用できない限られた技能ではなく、組合員やその他の労働者が生涯学習を受ける権利や機会を団体交渉によって保障し、適切な訓練方針・プログラムの考案に関与しなければならない。

IMFは、この問題をめぐって加盟組織が討議し、互いに学び、ベスト・プラクティスを採用することによって、自らの能力を開発・維持する組合員の権利をよりよく保護できるようにするプロセスを開始する。

3.3.3. 権利平等

IMFは、性別、年齢、国籍、人種、性的嗜好または宗教に関係なく、すべての労働者が平等な権利を享受すべきだと考えている。

女性・若年労働者の権利を保護するためにこれらの労働者の組織率を改善する課題は、私たちが組合運動として直面する最大の課題の一つである。

世界中で膨大な数の女性が労働市場に参入し続けている。発展途上国では女性が自由貿易加工区（EPZ）の主要労働力であり、EPZの多くでは労働組合主義が弾圧されている。大多数の女性、特に中小企業で働く女性は、まったく組織化されていない。IMFは、未組織労働者の組織化キャンペーンで女性労働者を優先し、EPZと中小企業に焦点を当てるようにする。

女性労働者の権利は相変わらず侵害されている。IMFは、母性保護や同一賃金をはじめ、女性労働者のために法的保護の改善を推進していく。IMFは加盟組織と協力し、女性が団体交渉に直接参加するとともに、交渉を女性の権利を改善するためのメカニズムとして活用するよう保証する。

女性代表の参加率は、労働組合組織の全レベルで依然としてあまりにも低い。女性が組合員の大多数を占めている場合でさえ、組合役員のポストに就いている女性はほとんどいない。IMFは、組織内で参加率を高めるために措置を講じており、引き続きこの不均衡を是正していく。IMFの活動や会合への女性参加に関する目標を設定することにしており、これはIMF機構の強化に貢献するだろう。IMFは、加盟組織が組合組織機構と選挙プロセスを検証し、女性代表参加を妨げる障害を除去するよう促す。

IMFは、女性と若年層の組合加入を優先しながら、すべての労働者、特に移民労働者、パートタイム労働者、契約労働者、家内労働者の組織化・法的保護拡大に引き続き注意を払う。

IMFはまたあらゆる形態の差別に直面している全労働者に対し、労働協約、組織化、そしてその他関連した国際的に承認された労働基準の全ての局面において拡張した法的保護を優先させる。

3.3.4 安全な労働条件のもとで働く権利

健康は労働者にとって最高の財産である。したがって、職場の安全衛生の擁護・促進は、すべてのIMF加盟組織が協議事項の筆頭に挙げるべき基本的な労働組合の任務である。過去数十年間に物理的な職場環境は大幅に改善したが、それでもまだ、事故や危険な労働条件への曝露に起因する負傷・病気で死亡する人々が多すぎる。

ILO統計によれば、毎年職場で数百万人の労働者が命を落としている。しかも、これは氷山の一角に過ぎない。私たちが無視・軽視しがちな事実は、化学的危害や危険物質への曝露に起因する癌などの病気で多くの人々が死亡していることである。

労働時間と作業ペースは、労働者の安全衛生条件に影響を及ぼしうる二つの重要な要因である。職場での死傷事故や心身症は、現業・非現業労働者が長時間にわたって速いペースで働くことを求められている状況と緊密に関連している。これは生産の編成方法にも直接的に結びついている。作業編成と安全衛生は、IMFが活動の中で引き続き焦点を当てていくことにしている二つの問

題である。

新技術、コンピューター、自動化の導入に伴って、新たな危険が労働者の健康と幸福に影響を及ぼしている。特に非現業職務において、ストレスや劣悪な心理的労働条件が深刻な健康被害をもたらしている場合が多い。この問題については各種 I M F 活動で討議しており、国際プロジェクトの調査対象としても取り上げた。

予防は、労働者が不健康な職場によって被害を受けることのないようにする最善の方法である。したがって、そのための措置を優先しなければならない。I L O 条約や作業標準などの適切な法規に基づく予防措置を、国内法と団体交渉協約に組み入れなければならない。しかし、労働者の安全衛生は労働条件だけで決まるわけではない。外部環境をはじめ、そのほかにも労働者の問題を増やすおそれのある要因がいくつかある。

国際労働組合運動は、労働安全衛生と作業環境に関する I L O 条約第 155 号および労働安全衛生に関する勧告第 164 号や無数の作業標準など、現行の規則や規範を確実に実施・尊重させるために、さまざまなレベルで活動しなければならない。

I M F は以下の措置を講じる。

- I C F T U、T U A C、グローバル・ユニオン・フェデレーション (G U F) と協力して I L O に圧力をかけ、現行の職場安全衛生関連法に関して使用者・政府・労働組合を教育し、この三者に情報を提供するよう求める。
- インストラクター向けに職場安全衛生に関する包括的訓練プログラムを開始し、プログラム終了後、インストラクターに工場レベルで職場委員の教育・訓練を実施させる。
- すべての職場で工場レベルの安全衛生委員会を設置させ、労働組合安全衛生代表を選出または指名させるために引き続き努力する。
- 世界企業別協議会で労働安全衛生に焦点を当てる。
- 労働時間短縮を求めて闘い続ける。
- アスベストの生産、輸入、輸出そして使用に関して国際的に禁止するキャンペーンを行う。アスベストに関連する疾病に苦しむ労働者への治療や補償は経営者によって負担されるべきである。アスベスト禁止によって職場を移動する労働者の移転プログラムの実施について各国の政府に圧力をかけるべきである。

3.3.5 国際連帯

経済のグローバル化が進む中で、資本移動と投資の呼び込みをめぐる激烈な競争とによって国家間・国家内の緊張が悪化しており、労働者の連帯が徐々に弱まっている。アウトソーシングや海外移転の脅威にさらされて、企業は労働者が苦勞して勝ち取った給付・権利をなくしたり弱めたりし、労働者同士を競い合わせようと努めており、これは保障や所得を引き下げる底辺への競争につながっている。

すべての国々の労働者は、資本の流れによって達成が促進される経済・社会開発に対する権利を有する。すべての労働者は、雇用条件の上方平準化によって共通の利益を得る。労働組合は、資本家の利益にしかない労働市場における競争の激化に対抗するには、作用している要因をよりよく理解し、強力な連帯を確立しなければならない。

I M F は、国家開発戦略の支援に焦点を当てるために、もっと努力する必要がある。これはさらに、発展途上国の組合が資本だけでなく国家にも関与しなければならないことを意味する。また、I M F が加盟組織を通して先進諸国に対する圧力を強め、直接的にであれW T O や国際金融機関(I F I) を通じてであれ開発努力を妨害する行動を阻止しなければならないということでもある。

社会的な実績、労働者の諸権利、組織化、団体交渉を支援する国際連帯行動が、これまで以上に重要になっている。国際連帯行動を効果的なものにするには、国内レベル・地域レベルにおいて労働者間・組合間の団結と連帯が不可欠であり、そして最終的にI M F とその加盟組織は様々な形態の国境を越えた共同行動について考慮すべきである。

I M F は今後とも、より迅速かつ効率的に連帯行動への要求に応え、可能な限り速やかに加盟組織に情報を伝えて彼らの支援を求めなければならない。I M F 支援の一環として、全世界の自社労働者への影響を十分に考慮せずに生産拠点を移転させようとする多国籍企業の試みに対抗するキャンペーンを支援する。

したがって、I M F が適時支援できるようにするため、加盟組織は紛争に関する包括的な情報を提供するとともに、それを解決するために国内で講じた措置について概説し、I M F にどのような支援を期待するかを伝えるよう求められる。

3.3.6 未組織労働者の組織化

全世界に推定7,000万人いる金属労働者のうち、加盟組合の組合員は全体の3分の1に満たない。

この新世紀の初頭に、未組織労働者の組織化は20世紀と変わらず労働運動の重要な課題である。

組合活動が制限あるいは禁止されていることさえある「低コスト」地域への工場移転、若者や非現業従業員、女性労働者と組合とのコミュニケーション不足が広がる中、この課題は一層差し迫ったものとなっている。労働組合は、労働組合のことをほとんど知らない、あるいは組合が彼らの利益を代表していないと考えている、そして組合に加入する動機を見いださないこれらの労働者に影響を及ぼすために、新しい方法を探す必要がある。

過去数十年間に、多国籍企業が一斉に輸出加工区に投資したが、これらの地

区では賃金・労働条件が不十分で、労働者の諸権利が日常的に侵害されている。女性は、一般に組織化が困難なE P Z雇用で労働者として好まれる場合が多く、低い賃金・条件を受け入れさせられている。この事態の展開は、より水準の高い国々（他の発展途上国も含む）の雇用を脅かすだけでなく、輸出加工区で働く労働者への平等な利益分配を奪って持続可能な開発を徐々に弱めている。

さらに、労働組合運動の基盤は伝統的に大規模製造工場の「ブルーカラー労働者」だったが、I M Fと加盟組織は中小企業やハイテク産業、伝統的産業のハイテク職場を軽視することはできない。また、金属産業の構造的・技術的転換に起因する労働力構成の変化や、労働力に占める事務技術職労働者の割合が増大している事実も、軽視してはならない。

「ハイテク」部門には固有の特徴が数多くあり、I M Fは相当な努力を要求される。活動を拡大・強化し、関連企業の全レベルの労働者を対象にしなければならない。そして関連するI M F部会間の効率的調整を確保しなければならない。

いかに小さな会社であっても、あるいは鉄鋼会社であれコンピューター・チップ会社であれ、すべての労働者が労働組合加入によって同じ権利・利益を享受すべきだとI M Fは考えている。

組織化は依然として全I M F加盟組織の基本的な任務であり、組織化努力を実施できるのは組合自身だけである。しかし、I M Fは支援の手を差し伸べることができ、必要に応じて加盟組織の組織化活動を調整したり、情報や経験を交換するためのフォーラムを開いたりすることができる。

組織化努力では特に次の対象に焦点を当てる。

- 労働者の諸権利が日頃から踏みにじられ、日常的に搾取があるE P Z
- 特に組織化された職場で生産工程の一部を外注に出している中小企業
- ハイテク企業。I M F加盟組合の組合員が製造する製品の技術部品を供給する企業を特に重視する。
- 企業の製造工程の川上・川下部門（研究開発・設計や部品・原料・流通など）
- 女性、若年労働者、非現業労働者。非現業労働者に関して、I M Fと加盟組織は2004年5月の執行委員会が採択した方針ガイドラインをフォローアップする予定である。この方針書は、将来の活動について数多くの目標と勧告を示している。労働力に占める割合が増えているが十分に組織化されていないこれらの労働者の関心事に応えるうえで、より役立つ、責任を持って対応し得る組合になることをもっと重視しなければならない。
- 団結権・団体交渉権を規定・保護するために法律を改正しようとする加盟組織の努力への支援

この活動は、I M F機構があるT N C関連企業における組織化努力と調和させなければならない。新設工場であれ、組合のある施設から外部委託された生

産事業であれ、そのような企業の未組織事業所を I M F の組織化優先課題にしなければならない。

3.4 経済グローバル化の社会的側面

I M F は、労働者に影響を及ぼすすべての問題に関して、引き続き国際・地域・国内レベルで組合員を動員していく。

また I M F は、職場問題に関して加盟組織と協力しながら、より幅広い労働組合運動に関係のある経済・社会・人権問題も追求し続ける。

より望ましく公平な社会を目指す闘いに勝利を収めるには、同様の目標や理想を共有する他の組織の支持を取りつける必要がある。

前回の大会以降、多国籍企業だけを優遇するグローバル化に反対する印象的な動員が活発になっており、グローバル化が特に発展途上国の労働者に衝撃を与えている状況を全世界の人々が懸念していることが分かる。この社会運動は、単なる抗議から代替案の模索や戦略の規定へと次第に焦点を移している。

グローバルな労働運動はそのプロセスの一部となり、労働者の意見を主張しなければならない。

I M F は他の労働組合組織とともに、N G O や社会運動と交流している。世界社会フォーラムは前回の大会期間に、実りある交流・提携を確立するための重要な枠組みを提供した。

I M F はグローバル化の社会的側面を追求するうえで、目標や基本的価値観を共有し、具体的なキャンペーンを主導している他のグループとの対話・協力をさらに促進すべく努力する。そのような協力の優先分野は、人権・労働組合権の促進、保護されていない無秩序な雇用における労働者の組織化、環境的に持続可能な生産を優遇するイニシアティブ、グローバル統治機関の民主化である。

3.4.1 基本的労働権

I L O が 1998 年に労働における基本的原則・権利に関する宣言とそのフォローアップを、1999 年にディーセント・ワーク政策を採択したことは、労働者の諸権利と質の高い雇用の促進にとって重要な画期的出来事だった。

しかし、I L O 宣言を促進するだけでは、雇用条件において底辺へ向かう競争が発生する危険を回避することはできない。国籍、国の経済状態、各国による関連条約の批准状況に関係なく、すべての労働者について、この宣言に盛り込まれた基本的権利を効果的に承認させるために特に努力しなければならない

い¹。特に移民労働者を、法律・慣行における差別から保護する必要がある。

I M F と加盟組織は、今後とも国内レベル・国際レベルで以下の活動を押し進める行動を支援していく。

- すべての国々の政府に I L O 条約を実施する労働法を起草・採択させる。
- 世界銀行、国際通貨基金、W T O を初めとする国際統治機関の経済協定や政策ガイドラインに、国際的に認められた中核的労働基準（団結権や団体交渉権など）を盛り込ませる。
- すべての多国間グローバル統治機関(特に世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関)のシステム全体に及ぶ原則・政策ガイドラインとして、中核的労働基準を採択させる。

規則と団体交渉は、企業がグローバル経済において自らの社会的責任を果たすよう保証するための最も重要な手段である。これらの責任には、企業活動が社会・環境・人権に及ぼす影響を含めなければならない。

I M F は、今後とも教育プログラムや宣伝資料に基本的労働基準に関する目標の促進を盛り込むことにしている。

3.4.2 新しい国際構造

グローバル統治機関の現在の弱点が明らかになっている。労働運動をはじめとする組織が要求している新しい国際構造の実現にはほど遠い状況にある中で、多国間システムは、その構造的不均衡に起因する弱点をさらけ出している。金融・貿易関連機関が優位を占める一方で、開発、環境、社会問題、労働を担当する機関は、従属的とは言わないまでも脇役に甘んじている。平和と正義を達成するには、国際的に合意された民主的ルールと、それを実施する強力な合法的機関が必要である。これを成し遂げるには、多国間システムに加わっている全組織が透明性を確保し、すべての加盟国に対して説明責任を負い、世界中の労働者・人民に利益を与える真の開発目標に専心しなければならない。システム全体で政策を調和させ、加盟国政府が調和しているかどうか絶えず精査しなければならない。

グローバル化の社会的側面に関する I L O 世界委員会の報告書は、I L O がグローバル・ガバナンスの民主化において主導的役割を果たす重要な機会を提供している。この報告書は、倫理的に容認できず政治的に持続不可能な経済的・社会的不均衡を非難し、公正な雇用条件と持続可能な開発との関連を明確に指摘している。同委員会の報告書は、ディーセント・ワークをグローバルな

¹これらの I L O 条約として、次のようなものが挙げられる。

- 結社の自由と団結権（第 87 号）
- 団体交渉（第 98 号）
- あらゆる形態の強制労働の廃止（第 29 号および第 105 号）
- 児童労働の廃止（第 138 号および第 182 号）
- 雇用・職業に関する差別待遇の禁止（第 100 号および第 111 号）

目標とし、多国間システム内部で一貫した政策を通して追求していく必要があることを強調している。IMFは加盟組織とともに、IFI、UNCTAD、WTOの投資・開発・雇用政策に焦点を当てるILOのイニシアティブを支援する。

労働者を動員し、多国間システムの民主的改革という不可欠なプロセスにおいて、労働組合が主要な指導的役割を果たせるようにする必要がある。IMFは加盟組織とともに、国内・地域・国際各レベルで引き続き運動し、開発問題への統一のアプローチとグローバル統治における新しい規制・参加メカニズムを要求していく。グローバル統治機関の改革に当たっては、以下の成果を保証しなければならない。

- グローバル統治機関の規則・政策に、持続可能な開発を重視する政策ガイドラインを反映させる。
- グローバル統治機関の手続きの透明性と、代表的な社会的行為者や社会運動との民主的協議を、政策形成の主要な特徴とする。
- 国際労働機関にグローバル統治における主要な役割を与え、同機関の見解を多国間システム傘下組織（特に貿易・金融関連機関）の意思決定プロセスに統合する。
- 国際協定の付帯条件に環境・労働・社会基準を組み入れる。
- 民主的権利、説明責任、参加型民主主義、人権と労働者の諸権利を、システム全体において、すべての多国間機関の政策形成・実施ルールの枠組みとする。

3.4.3 世界中の人々に利益を与える経済・金融・貿易政策

各国政府が実施し、国際通貨基金と世界銀行が支持している緊縮経済・財政政策は、労働者に利益を与えておらず、世界中で持続可能な開発を妨げていることが明らかになっている。

IMFは、金融引締政策や財政均衡ではなく成長・社会福祉・雇用を重視する代替的経済プログラムについて、徹底的に討議してきた。

このプロセスの総仕上げとして、2003年12月のIMF中央委員会で、代替的経済プログラムを実施するための戦略を提案する文書『代替的グローバル化に関するIMF戦略』が発表された。この文書は、IMFが世界レベル・地域レベルで講じるべき措置や、IMF加盟組織が国内レベルで負わなければならない責任に焦点を当てている。

目標を達成するには、国際労働組合運動に加わっている他の組織や、基本的な民主的価値観・願望を共有する社会運動と緊密に協力しながら、新しいアプローチを採用して首尾一貫した全体的戦略を実施する必要がある。人権と労働者の諸権利および参加型民主主義は、平等で持続可能な成長・開発を促すプログラムを実行可能なものにする不可欠な要素である。このプログラムは次の4本の柱を基礎に立案する必要がある。

- 雇用創出と購買力
- 債務帳消しと開発援助
- 資本移動の規制
- グローバル統治機関の改革

市場・企業主導型のグローバル化の代替案を実施するには、国際労働組合運動や同盟する市民社会組織とともに力を結集する必要がある。次のような戦略・戦術を採用しなければならない。

- TNCに対する直接的なアプローチを採用し、団体交渉が基本的役割を果たすようにしなければならない。IMFは他のGUFとともに、「企業の社会的責任」の分野においてTNCのイニシアティブ（ほとんどの場合、表面的なものに過ぎない）が、拘束力のある既存のルールを弱めるのを防止するという特別な責任を負っている。団体交渉、特に国際枠組み協約（IFA）をめぐる交渉は依然として、労働者の諸権利と社会・環境問題への配慮とを保证する最も効果的な方法である。
- 効果的ロビー活動のために動員する。ロビー活動を効果的なものにするには、まず動員したうえで、連携構築と並行して実施しなければならない。労働運動の有用性と団体交渉の重要性を強調する必要がある。私たちの戦術は、国際労働組合組織や連携する社会運動の間における相互支援によって、国内・地域・世界各レベルに一貫して焦点を当てるものでなければならない。
- 各国の加盟組織は、主として自国内で各国の一般的条件に従って代替案を策定・促進することによって果たすべき主要な役割を担っている。加盟組織の最も重要な任務は、ただネオリベラル的グローバル化を批判するのではなく、代替案を実施して各国政府が上述の政策を実施するよう促すための具体的な手段を立案することである。IMF加盟組織は、ナショナルセンターと緊密に協力すべきである。国別の動員計画には、国家の優先課題として実施すべき政策、潜在的同盟者の確認、組合員への情報提供と動員、連携構築を盛り込むべきである。
- IMF書記局の主要任務は、加盟組織を援助し、ICFTUや他のGUFと協力することである。主要な優先課題は、グローバル化に関するITSの立場を統一するとともに、動員と連携構築を確実に国際労働組合運動の最優先課題にすることである。この目的を達成するには、IMFと同じ考えに立つGUFとが、グローバル・レベルでの動員と選り抜きの社会運動との共同活動とに関して、具体的に提案することが欠かせない。
- IMF地域機構は、地域間・国家間で地域レベルにおいて取り決められる経済協定に影響を及ぼすために努力する。IMF地域事務所やIMF書記局の助けを借りて、適切な教育・同盟結成活動を実施しなければならない。
- 世界レベルにおけるIMFの主要な任務は、他のGUFと協力してTNCに対処し、社会的対話に関与させてIFAを交渉、監視そして実施させる

ことである。

I M F は、他の組織とも協力しながら加盟組織とともに活動し、上述の政策が全レベルで首尾一貫して実施されるようにする。T N C と政府部内の同盟者の政策が原因で金属労働者が互いに競い合い、万人のための雇用保障が弱められており、それに対抗するために連帯を新たにすることが必要である。I M F は加盟組織とともに対話を促進し、特に重要な貿易問題の解決策を探し求める。

貿易は、それだけで経済成長や持続可能な開発を生み出すわけではないが、貢献することができる。

これを可能にするには、拡張的経済政策を実施する必要がある。発展途上国の大多数の人々に利益を与えることに失敗した国際金融機関が促進する貿易政策と輸出志向型の施策を早急に方向転換し、首尾一貫した真の開発目標の達成を目指す必要がある。

貿易・投資協定の交渉議題が労働者のニーズに焦点を当てるまで、I M F と加盟組合は、労働者や市民を犠牲にして企業とその同盟者の利益を促進することを目指す二国間・地域・多国間貿易交渉の続行に反対すべきである。

貿易政策は発展途上国に、効果的な特別・差別待遇の提供と、先進国市場へのアクセス改善とを保証しなければならない。国際・地域貿易協定は、多国間環境協定(M E A)に従属させなければならない、不可欠な公的サービスと国家経済政策を決定する政府の権利とを保護することによって、人間の基本的要求や食糧・水・健康・教育に対する権利を保証しなければならない。貿易をゆがめる補助金は廃止しなければならない。最後になったが決して軽んじられないのは、労働基準をはじめとする社会規範を貿易ルールに盛り込まなければならないことである。

このすべてを実現するには、W T O を抜本的に改革しなければならない。W T O の非民主的な意思決定手続きを変更し、本当に透明で包括的なものにする必要がある。過去数年間の出来事から明らかのように、W T O の民主性の欠如は、この組織自体の有効性だけでなく多国間システム全体の信頼性をも大幅に引き下げている。最も有力なW T O 加盟国の政府は、この危機に取り組むことができないか、その意思がないように思われるが、発展途上国出身の新しい活動主体が重要なイニシアティブをとっている。これらの活動主体は、意思決定の規則・慣行を民主的に見直すことの差し迫った必要性和、持続可能な開発にとって非常に重要な貿易問題(特に農業)とに焦点を当てている。I M F は加盟組織とともに、貿易が社会・雇用・開発に及ぼす影響をめぐって関連政府などとの対話を促進することによって、このプロセスに貢献するであろう。民主主義を求めるこの闘いのために、まず第一に国内レベルで労働者を動員する必要がある。

I M F は、この努力において加盟組織を援助・支援し、他の国際労働組織や進歩的組織とともに上述の目標の達成を目指して行動する。